

# 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)運営規程

## (事業目的)

第1条 医療法人 慈風会が開設する厚地リハビリテーション病院(以下、「厚地リハ病院」という)が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業(以下、「訪問リハ」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という)が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法または言語聴覚療法 の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

## (運営方針)

- 第2条
- 1 厚地リハ病院の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、全体的な日常生活動作の維持、回復を図る。
  - 2 訪問リハの実施にあつては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
  - 3 訪問リハを長期(病状変化等)で利用できなくなった場合は、再度契約を結ぶ事となる。その際、前契約の日時での訪問とは限らない。
  - 4 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 5 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の担当者その他関係者により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得る)の開催によりリハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況などに関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する

## (名称及び所在地)

第3条 訪問リハを実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人 慈風会 厚地リハビリテーション病院
- (2) 所在地 鹿児島市照国町13番37号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 訪問リハに従事する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

理学療法士等 1名以上(常勤兼務)

理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～土曜日  
但し、日曜・お盆(8月13日・14日・15日)  
年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 平日:午前9時00分～午後5時30分

(通常の事業の実施範囲)

第6条 鹿児島市内(松元・吉田・喜入・郡山・桜島の旧5町除く)

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条

① 苦情処理

利用者本人や家族は、当事業所が提供する訪問リハ事業に関して苦情がある場合、苦情受付担当者又は、下記の機関に苦情を申し出ることができる。

- ・ 担当者 新田 英也 (職種)作業療法士 (連絡先)099-226-1288(厚地リハ病院)
- ・ 鹿児島県国民健康保険団体連合会 (連絡先)099-206-1024(国保連合会)
- ・ 鹿児島市長寿支援課 (連絡先)099-216-1266
- ・ 鹿児島県社協福祉サービス運営適正化委員会事務局 (連絡先)099-286-2200

② 秘密保持

医師その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

但し、サービス担当者会議等にて、業務上必要な個人情報について用いる場合がある為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

③ 開示

利用者が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

④ 記録の整備

利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存することとする。

- (1) 訪問リハ計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

### ⑤事故発生時の対応

1. 厚地リハ病院は、利用者に対する訪問リハの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 厚地リハ病院は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
3. 厚地リハ病院は、利用者に対する訪問リハの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

### ⑥虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 重要事項説明書

### 1. 利用料金

#### (1) 基本料金(訪問リハビリテーション費)

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は、1回あたりの1割負担分です。負担割合は、介護保険負担割合証に定める割合とします。

基本報酬	自己負担額
訪問リハビリテーション ※ 1回20分以上のサービス、週に6回が限度	308円(1回につき)
介護予防訪問リハビリテーション ※ 1回20分以上のサービス、週に6回が限度	298円(1回につき)

※ 当事業所の医師が診察を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを実施した場合は、1回につき50単位を減算します。より安全に訪問リハを提供するために、指示医の診察を受けていただくことをお勧めします。

※ 介護予防訪問リハビリテーションについては、利用開始日の属する月から12月超えた場合は、1回につき30単位を減算します。

加算	自己負担額
短期集中リハビリテーション加算 (退院・退所日または新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内)	200円(1日につき)
認知症短期集中リハビリテーション加算 (認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して、その退院・退所日又は訪問開始日から3ヶ月以内)	240円(1日につき)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6円(1回につき)
退院時共同指導加算	600円(初回のみ)

- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は、1週につき概ね2日以上行われる場合が対象になります
- ※ 認知症短期集中リハビリテーション加算は、週に2日を限度として加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算Ⅰは、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算します。

## (2) 交通費

上記の実施地域内においては、基本料金に含まれていますが、実施地域以外については、その実費相当額を徴収します。尚、自動車を使用した場合の交通費は下記の額とします。

片道10km以上15km未満	200円
片道15km以上から5kmごと	100円

## 2. 支払い方法

毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

## 3. 賠償責任

- (1) 本事業所は、居宅サービスの提供に伴って、当該事業所のサービス従業者の責めに帰すべき事由により、利用者様又はそのご家族等の介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。
- (2) 利用者様又はそのご家族等の介護者は、利用者様又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、本事業所のサービス従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

## 4. 守秘義務

本事業所及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、サービス担当者会議等で業務上必要な個人情報について用いる場合があるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容と致します。

この規定は、平成12年4月1日から施行する。  
令和6年6月1日から改訂する。